

警察の取り調べ、知的障害者の99%で可視化

警察庁はこのほど、2014年度の取り調べの録音・録画（可視化）の試行状況を公表した。知的障害者を被疑者とする事件は1,125件あり、そのうち1,117件（99.3%）で可視化の取り組みを実施。1事件当たり録音・録画回数は4.1回で、時間は6時間30分だった。

知的障害者に対する可視化の取り組みは2012年5

月から試行されており、2012年度は対象事件938件中872件（93.0%）、2013年度は1,174件中1,151件（98.0%）で行われている。

なお、裁判員裁判対象事件の可視化は3,339件中2,845件（85.2%）で実施。1事件当たり回数は8.5回で、時間は14時間2分だった。

（福祉新聞・第2721号 2015年6月29日）

改正道路交通法が成立 免許、認知症の検査強化へ

75歳以上のドライバーに対する認知症のチェック体制を強化した改正道路交通法が6月11日、衆議院本会議で可決、成立した。認知症が疑われる人を抽出する検査を拡大し、疑いがある人には医師の確定診断を義務付けるのが柱。2017年6月までに施行される。

道交法は認知症の人に運転免許を認めていない。75歳以上の人は免許を更新する際、記憶力や判断力を数値化する認知機能検査を義務付けられている

が、更新は3年に1回のみ。この間に認知機能が低下しても把握できないため、認知症で起こしやすい違反をした際に臨時の検査を受けてもらうよう改正した。また、検査で「認知症の恐れ」と判定された場合に医師の診断書の提出を義務付けた。

警察庁は2017年の施行までに臨時検査の対象となる違反を定めるほか、検査に伴う高齢者講習の内容も見直す。

（福祉新聞・第2720号 2015年6月22日）